

青森市障がい者活躍推進計画（令和8年3月策定）【概要版】

計画策定の趣旨・背景

- ・令和元年6月に、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が一部改正され、国及び地方公共団体は、障害者である職員の活躍を推進するため、障害者活躍推進計画の作成及び公表が義務付けられ、本市においても令和3年8月に「青森市障がい者活躍推進計画」を策定しました。
- ・前計画に基づく取組を進めてきた結果、各任命機関において障がい者雇用率は法定雇用率を上回ったところであり、今後も法定雇用率を達成しつつ、障がいのある職員一人ひとりが、その障がいの特性や個性に応じて、能力を最大限発揮することができる職場環境づくりを進めるため、令和8年度から5か年の計画期間とする『青森市障がい者活躍推進計画』を策定します。
- ・計画の策定に当たっては、障がい者雇用や活躍推進に市全体で取り組むため、各任命権者と連携して策定します。

1 計画期間

5年（計画期間：令和8年度～令和12年度）

2 目標

- ①採用に関する目標…法定雇用率（R8.7～2.8%→3.0%）を継続して達成することとします。
- ②定着に関する目標…不本意な離職者を極力生じさせないよう努めます。
- ③満足度及びワーク・エンゲージメントに関する目標…仕事に対する満足度及びやりがい等について、90.0%を上回るよう努めます。

※ワーク・エンゲージメント（仕事への積極的関与の状態）とは、「仕事に誇りや、やりがいを感じている」（熱意）、「仕事に熱心に取り組んでいる」（没頭）、「仕事から活力を得ていきいきとしている」（活力）の3つが揃った状態として定義されるもの。

【障害者雇用率の推移】（単位：％）

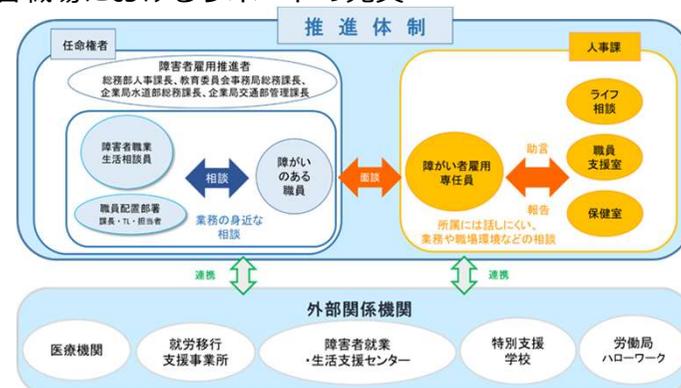
区分	R3	R4	R5	R6	R7	
法定雇用率	2.60	2.60	2.60	2.80	2.80	
障害者雇用率	市長部局	↓ 1.78	↓ 2.35	↓ 2.46	↓ 2.69	↑ 2.85
	教育委員会	↑ 2.81	↑ 3.02	↑ 3.01	↑ 3.06	↑ 3.06
	企業局水道部	↑ 4.34	↑ 2.75	↑ 3.42	↑ 3.18	↑ 2.89
	企業局交通部	↑ 3.64	↑ 3.46	↑ 3.52	↑ 4.41	↑ 5.38

※「↑」は法定雇用率達成、「↓」は法定雇用率未達成

3 取組

①障がいのある職員の活躍を推進する体制整備

- ・障がい者の雇用の促進及び継続を図る障害者雇用推進者（市長部局・各機関の人事担当課長）の配置
- ・職業生活全般の相談・指導を行う障害者職業生活相談員（障がい者雇用専任員及び各機関の人事担当課職員）の配置
- ・外部関係機関との連携・協力関係を継続
- ・各職場におけるサポートの充実



②障がいのある職員の活躍の基本となる業務の選定・創出

- ・障がいのある職員に適した業務の選定
- ・障がいの特性や必要な配慮等を確認し、配属先とマッチング
- ・各部局から業務の切り出しを行い、障がいの特性や個性に応じて能力を発揮できる業務を創出

③障がいのある職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ・施設整備や障がいに応じた業務手順の見直し等の環境整備
- ・点字試験など、申込者の特性に応じた採用試験の実施
- ・テレワーク勤務や時差出勤等柔軟な働き方の推進
- ・インターンシップ・職場実習の積極的な受入れ

